

令和 7 年度第 4 回宮城地方最低賃金審議会 議事録

令和 7 年 8 月 26 日（火）午前 9 時
仙台第 3 合同庁舎 9 階第 3 会議室

出席者

公益代表

薄井委員、小幡委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、泉委員、大宮委員、齋藤委員

使用者代表

飯野委員、猪股委員、後藤委員、高橋委員、桃井委員

補 佐 ただいまから、令和 7 年度第 4 回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願い致します。また、審議は会長代理の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

熊谷委員、桑原委員、泉委員がご欠席となっております。

公益代表委員	3 名
労働者代表委員	4 名
使用者代表委員	5 名

以上 12 名出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により、会議が成立していることを報告いたします。

ただ今、泉委員がご出席となりましたので、改めて委員の皆様の出席状況をご報告させていただきます。

公益代表委員	3 名
労働者代表委員	5 名
使用者代表委員	5 名

以上 13 名出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により、会議が成立していることを報告いたします。

それでは事務局から、資料の説明をいたします。

指 導 官 それでは私の方から、訂正分の資料について先ずご説明いたします。資料4として第1回専門部会でお配りしました「令和7年最低賃金基礎調査報告」につきまして、改めて精査を行ったところ、業種E「製造業」について、復元率設定の一部に誤りがあることが確認されました。そのため設定を修正の上再計算を行ったところ、未満率は当初の1.64%から約0.01%マイナスの1.63%に、最低賃金を1038円に引き上げた際の影響率は黄色で示しておりますが、当初は25.49%であったところ、正しくは約0.04%マイナスの25.45%となりました。このように差は非常にわずかなものでありますが、訂正させていただきますとともに、当初の資料に誤りがありましたことについてお詫び申し上げます。以上です。

補 佐 議事の進行につきましては、会長代理にお願いいたします。

会長代理 皆さんおはようございます。今日もしっかり審議を進めていきたいと思います。

お手元の次第の方をご覧ください。2番目、議題（1）「宮城地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について」です。答申から効力発効までの流れと今回の答申に対する異議の申出状況について、事務局から説明願います。

補 佐 前回ご説明したとおり、最低賃金法第11条第1項に基づき、答申の要旨を8月8日に公示し、また、答申に対する異議の申出の締切日を8月25日（月）としました。

異議があった場合、同条第3項では、「最低賃金審議会の意見を求めなければならない」とこととされているところ、25日までに異議申出書が2通提出されましたので、本日、本審議会に御意見を求める次第です。

諮問文は、机上に配布しております。読み上げて、ご説明に代えさせていただきます。

指 導 官 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、宮城県労働組合総連合及び宮城全労協から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったの

で、貴会の意見を求める。

会長代理 ただ今、諮問をお受けました。

異議について審議したいと思いますが、初めに、事務局から異議の内容を説明してください。

指 導 官 異議申し出の内容について説明します。

資料番号 2 が異議申出書の写しとなりますのでご覧ください。

最初に資料 2－1 の宮城県労働組合総連合様の異議申出書を説明します。

「この度答申された 65 円の引き上げでの水準では、物価上昇のなかで苦しむ県民、労働者の暮らしを改善するには不十分」であるとして次の 4 点について述べております。以下、要約して説明させていただきます。

1 つ目として、「全国的にも物価高騰が著しく、生活改善に不十分な水準であること」としています。具体的には、仙台市の消費者物価指数について、全国の主要都市と比較して高い数値となっていること、時給 1038 円で試算した場合、月 150 時間では月 155700 円、年額 1868400 円となり、「年収 200 万円以下の「働く貧困」（ワーキングプア）」になり、『憲法 25 条の「健康文化的な最低限度の生活」を保障するものにな』らないことなどを挙げております。

2 つ目として、「安心してらせる生計費と比べ著しく低い最低賃金額であること」としています。

具体的には、東北 6 県の県労連が共同で実施した調査によると、25 歳単身者の「普通の暮らし」に必要な費用を試算したところ、「月の労働時間が 173.8 時間で時間額 1496 円、150 時間だと 1733 円必要」との算出結果となっていること、全国各都道府県で実施した調査結果を踏まえると、必要な生計費の額については、全国どこで暮らしても差異はないと考えられること、したがって、「全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ 1500 円が必要」であることなどを挙げております。

3 つ目として、「格差が解消されず、人口流出の歯止めにならない」としております。

具体的には、「現在、宮城県は若い女性を中心に、進学や就職で都市部に出ていき、宮城に戻らない状況が生じて転出超過県に陥っており、「このことは、宮城県にとって重大な問題であり、人手不足に悩む中小企業の経営にも死活問題になりうる重大な問題」であるこ

と、このような状況を踏まえれば「十分な賃金、最賃の水準を確保することが求められている」こと、最賃決定に当たっては、労働力や人工流失など最低賃金をもたらす影響を十分に考慮し決定すべき」ことなどを挙げております。

4つ目として、「2020年代に最低賃金 1500 円への引き上げ」に向けた議論が希薄である」としております。具体的には、

最低賃金 1500 円と、現在の宮城県の最低賃金額である 973 円との間には 527 円の差が生じていること、「2020 年度中に 1500 円を実現するためには今年度は 7%程度の引き上げが必要」であるがこの水準に達していないこと、『今年度の審議では、「新しい資本主義のグランデザイン実行計画」を踏まえ』た議論が求められること、などを挙げております。

宮城県労働組合総連合様からの異議申し出については以上でございます。

次に資料 2-2、宮城全労協様の異議申出書について説明します。

こちらを要約してご説明させていただきます。

『私たちは今年度の審議にあたり「いますぐ、どこでも 1500 円以上に引き上げること」を要請しました。』『その内容に照らして答申額は不十分であり、異議を申し出ます。』とし、以下に 4 点の「理由と見解」が述べられております。

1つ目として、直近の実質賃金が 6 か月連続のマイナスとなっており、「先の見えない物価上昇が低賃金労働者を一層追い詰めている」ことや、約 700 万人の労働者が最賃近くの賃金であることなどを踏まえると、『「全国一律で 1500 円」の実現に踏み込むべき』としています。

2つ目として、今年度の中央最低賃金審議会における、目安に関する小委員会報告中の、目安に関する公益委員見解を挙げつつ、『目安の＜是正策＞を積み重ねることによって、地域間格差を解消することは極めて困難だといわねばなりません。抜本的な方策として「全国一律の最低賃金」を導入すべき』としています。

3つ目として、最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業について、「政府による支援政策は、地域の中小・零細企業及びそこで働く労働者に対して、実態に即した使い勝手のあるものでなければなりません。実効性ある対策が求められています。」としています。

4つ目として、福岡県の最低賃金審議会において、外国人技能実習生が意見陳述したことを挙げ、「外国人労働者の最賃審議会での意

見陳述は正当な権利であり、審議を深めることに寄与するばかりか、最賃適用の実態を検証していくうえでも重要だと考えます。今回の貴重な陳述が、中央および各地の今後の審議に生かされることを要望し、ここに付記します。」としています。

宮城全労協様からの異議申し出については以上でございます。

以上、異議申し出2件について説明いたしました。

なお、参考としまして資料9を付けてございますが、こちらは正式な異議ではございませんが、宮城県タクシー協会様から宮城県最低賃金改定の金額審議についてと題して、要望ということで審議会あてに書面が提出されておりますので、こちらは参考としてご覧いただきたいと思います。

会長代理 いずれも重要な論点を含んでおります。公益委員、労働者側、使用者側で提出された異議申出書の内容について検討する時間が必要と考えられますので、審議会を休会いたします。

～ 休会 ～

会長代理 審議会を再開します。

会長代理 それでは、始めに労働者側委員からお願いします。

阿部（祥大）委員

今ほど、宮城県労働組合総連合様、宮城全労協様のほうから意見申出書ということで、事務局から内容を説明していただきました。今回令和7年度の宮城地方最低賃金審議会につきましては、中央の目安の答申が遅れたこともありまして、計5回にわたって専門部会が開催されました。目安の答申や宮城県の情勢なども踏まえながら十分な審議を尽くした結果でございました。結果として全会一致には至りませんでした。が、労使双方の立場で各種主張や情勢を踏まえた意見交換をさせていただきました。それを踏まえた最終的な公益見解に対する採決の結果ということでございますので、これまでの本審並びに専門部会の審議結果を十分に尊重し、答申のどおりとすることが適切であると労働者側としては考えてございます。

会長代理 続きまして、使用者側からお願いいたします。

飯野委員 ただ今、宮城県労働組合総連合様と宮城全労協様からのそれぞれ異議申出書ということで、内容を拝見いたしました。

それから、参考ということで、使用者側になるのでしょうか、宮城県タクシー協会から要望ということで提出されておりました、使用者側からこういう形で要望されるのは初めてではないでしょうか。こういった協会として提出されるのは昨年見ていないと思ひまして、それだけ今回の審議については影響が大きかったのかなと感じたところでございます。

今回の異議の申出ということでございますけれども、労働者側からの話にございましたとおり、本審、それから５回にわたって専門部会が開催されまして、労働者側、使用者側それぞれの立場から様々な主張させていただいて、公労使間で十分審議を尽くしてきたと思っております。

その結果として宮城地方最低賃金審議会では中央最低賃金審議会から示された目安額を２円上回る６５円の引上げとの結論に至ったと理解しております。残念ながら全会一致とはなりませんでした、それでも公労使間で審議を尽くしたその結果ということでございますので、やはりのその結果につきましては尊重すべきであろうと考えております。

使用者側としましても答申どおりとすることが適当であろうと考えております。

会長代理 ありがとうございます。労使双方から御意見がありました。

公益側委員としても見解をまとめましたので読み上げます。

「本年８月８日に出された答申は、専門部会において５回にわたって審議しました。

専門部会では、議論を繰り返し、専門部会と本審で採決し、６５円の引き上げ、時間額 １,０３８ 円で結審して答申が行われたところです。

異議の趣旨は承知しましたが、こうした慎重かつ適正な審議経過からして、この答申を変更する必要はないものと考えます。」

会長代理 さて、それぞれからの意見を述べたところですが、そのほか御意見のある方はございませんか。

委 員 （意見なし）

会長代理 特になしと判断いたします。皆様の御意見をまとめますと、先の答申は審議を重ねた上での結論であり、「本審議会の答申どおり」とすべきとの御意見と思われます。つきましては、本件2件の異議申し出は「棄却」としてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会長代理 それでは、全会一致ですべて棄却されました。
従いまして、「令和7年8月8日付け答申どおり決定することが適当である」旨の答申を行うこととしたいと思います。
答申文案については、私の方で、事務局に指示して作成したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会長代理 ここで、答申文(案)の準備のため、休会とさせていただきます。
その間に、事務局で準備願います。

(休会)

会長代理 それでは再開します。

事務局で、答申文(案)を各委員にお配りし読み上げてください。

指 導 官 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)
令和7年8月26日付けで貴職から、令和7年8月8日付け宮城県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する宮城県労働組合総連合及び宮城全労協からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月8日付け答申どおり決定することが適当である。

会長代理 答申文は、これでよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

会長代理 それでは、答申したいと思います。事務局は答申文の写しを委員、

傍聴の方などに配布してください。

会長代理 （会長代理は、局長に答申文を手交する。）

局 長 宮城地方最低賃金審議会の皆様には、真摯な議論を重ねていただき、誠にありがとうございます。

本日、宮城地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてご審議いただき、ただいま答申を受けたところです。

宮城労働局としましては、この答申を尊重し、発効に向けた事務手続を進めてまいりますので、委員の皆様方には、労働行政への変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

会長代理 それでは、議題（２）「宮城県特定最低賃金の改正の必要性の有無について」の審議に入ります。

7月31日の第2回本審において、宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を受けたところです。

始めに、事務局から資料等について説明願います。

指 導 官 それでは、説明させていただきます。

まず、資料番号3をご覧ください。

宮城県特定最低賃金の適用業種を対象とした令和7年最低賃金に関する基礎調査結果の資料になります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを復元するというデータ処理をしています。

3ページをご覧ください。

特定最低賃金の対象業種である、中計08の「鉄鋼業」、中計09の「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、中計10の「自動車小売業」をそれぞれ調査対象としております。

調査の事業所規模は鉄鋼と電気が99人以下、自動車小売業が29人以下となります。

4ページの鉄鋼業を説明します。

調査対象事業場が少ないため、調査対象である規模99人以下の全ての事業所（10事業所）に調査を依頼し、8事業場から回答をいただいて集計しています。

対象労働者数は196名、中位数ほか各数値は、表のとおりです。本年の調査では、最低賃金を下回っている労働者の割合を示す、未満率は1.2%です。女性の未満率が高くなっていることが認められます。

金額の推移は、5ページのとおりです。第1・20分位数、第1・10分位数の賃金額が特定最賃額と近接しておらず、特定最賃額の近傍ではたらく労働者の割合が少ないことがわかります。

また、時間当たり平均額、中位数、第一・四分位数・第一・十分位数は、昨年に比べその金額が上昇しています。一方で第一・二十分位数は下がっています。

次の6ページは、電子部品等製造業です。

調査対象労働者数は、4230人と、昨年度の4245人と比べて僅かに減少しております。

調査結果ですが、本年は未満率が6.6%と昨年の4.1%に比べ2.5ポイント上昇しております。女性やパート労働者の未満率が高くなっていることが認められます。

7ページは、賃金額の推移のグラフです。

本年は、いずれも昨年に比べその金額が上昇していることがわかります。

また、第1・10分位数の賃金額1012円と、特定最賃額と同一であること、第1・20分位数の賃金額は1000円と、特定最賃額を下回っていることから、特定最低賃金額近傍の労働者の割合が多いことがうかがえます。

8ページは、自動車小売業の賃金実態調査結果です。

対象労働者数は、6127人となり、昨年の5929人と比べやや増加しております。

未満率を見ますと、3.0%で昨年の1.7%と比べ1.3ポイント増加しております。

女性やパート労働者の未満率が高くなっていることが認められます。

9ページは、賃金額の推移のグラフですが、いずれの数値も昨年より上昇しております。第1・二十分位数は1040円と、特定最賃額1036円と近接しております。

資料3については以上です。

続いて、資料4 特定最低賃金改定状況について説明します。

1ページは、宮城県の最低賃金決定状況について、平成27年から令和6年までの10年間分の推移をグラフで示したものです。宮

城県最賃と宮城県の特定期最賃が折れ線グラフで示され、県最賃の引き上げに伴い特定期最賃も上昇していることがわかります。

2 ページは、3 つの特定期最賃と宮城県最賃の引上額の比較になります。

3 ページは、東北 6 県の中で、鉄鋼業最低賃金を設定している、宮城、青森、岩手の 3 県の鉄鋼業最低賃金決定状況について示しています。宮城県は、黒い丸の折れ線で表示しております。

4 ページは、鉄鋼業の引き上額の各県の推移になります。

5 ページは、東北 6 県すべてで設定されている電子部品等製造業の最低賃金の決定状況になります。

宮城県は、黒い丸の折れ線で表示しております。

6 ページは、引き上額の各県の推移になります。

7 ページと 8 ページは、山形県を除く東北 5 県で設定されている自動車小売業最低賃金の決定状況となります。

同様に 7 ページの折れ線が決定状況の推移、8 ページの棒グラフが引き上げ額の各県の推移となっています。

9～11 ページは、3 つの特定期最賃に係る業種の「適用事業場数」と「労働者数」の推移を示すものです。

資料 4 は以上となります。

続いて資料 5「賃金関連統計」に移ります。

1 ページは、鉄鋼業の「労働協約における賃金の最低額の推移」になります。

2 ページ～7 ページにかけては、鉄鋼業と電子部品等製造業の所定内給与額の推移を載せています。データの出所は、厚生労働省で毎年実施している「賃金構造基本統計調査」であり、最新の結果は令和 6 年版となります。

なお、鉄鋼業については、宮城県としてのデータもあるのですが、宮城県だけのデータではサンプル数が少なく、誤差を生じる恐れがあることから、サンプル数が十分にある全国の集計データをお示ししているものです。

また、このデータにおける鉄鋼業は日本産業分類の「E 2 2」の鉄鋼業となり、細分類での E229 など宮城県鉄鋼業最低賃金で除外されている「その他の鉄鋼業」も含んだものとなっておりますのでご了承ください。

2 ページは、全国の鉄鋼業の所定内給与額の男女別の推移になります。

3 ページは、鉄鋼業のうち若年の 19 歳までを抜粋した所定内給

与額の推移になりますが、全国で見てもサンプル数が少ないこともあり、調査結果にばらつきが出ています。

次に4ページから7ページは、宮城県の電子部品等製造業の賃金データになります。

宮城の電子部品等製造業の特定最賃の業種は、産業分類上の
電子部品・デバイス・電子回路製造業、E28
電気機械器具製造業、E29
情報通信機械製造業 E30

の3つの業種で構成されており、こちら表はそれらの業種の調査結果から、労働者数による加重平均を算出したものとなります。

4ページは、企業規模別、男女別のデータとなっております。

5ページは、若年層である20～24歳、また男女別のデータになります。

年齢別になるとサンプル数が少なくなり、さらに若年者については特にサンプルが少なくなるため調査結果にばらつきが出ています。

次に6ページと7ページは、電気機械器具製造業（産業分類のE29）の全国の状況になります。宮城の特定最低賃金の業種の一部ではありますが、参考として掲載しております。

次に8ページと9ページは、自動車小売業のデータとグラフになります。

自動車小売業については、この業種としての賃金構造基本統計調査のデータがないため、職種のデータである「自動車営業職従事者」の男女計のデータを載せています。

9ページは、宮城に加え、隣接する福島、山形と全国の「自動車営業職従事者」の所定内給与額の推移のグラフになります。

なお、いずれのデータも、やはり調査のサンプル数が少ないため、年により若干ばらつきがあります。

資料5については以上となります。

次に資料6に移らせていただきます。

1ページ、2ページは、宮城県の「製造品出荷額」と「付加価値額」等の推移です。こちらは令和5年が最新のデータとなりますが、通常であれば、令和5年のデータが令和7年の7月に公表される予定となっていたのですが、今年については公表が遅れていることから令和5年の部分については空欄となっています。データが公表され次第、差し替えさせていただきたいと思います。

3ページ～5ページは、宮城県の「自動車新規登録台数」の推移です。3ページは軽自動車を除いたもの、4ページは軽自動車のみ、

5ページはそれらの合計です。

まず、3ページをご覧ください。

軽自動車を除く自動車の新車登録台数は、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年以降、5%を超える減少が続き、令和5年は17%超の大幅な増加となりました。令和6年は、このように大幅に増加した前年との比較で約9%の減少となりましたが、本年1～6月期の対前年同期比では約9%の増加となっております。

中古車の方は令和2年以降、1から4%の減少が続き、令和6年は2%超の増加となりましたが、本年1～6月での対前年同期比では約3%の減少となっております。

次に4ページをご覧ください。軽自動車のデータになります。

軽自動車のみの新規登録台数ですが、新車については、令和2年から令和3年は減少傾向、令和4年から令和5年は増加傾向、令和6年は減少傾向と、増減を繰り返す傾向となっております。直近の本年1～6月での対前年同期比では約34%の増加となっております。中古車についても、同様に増減を繰り返す傾向がみられ、本年1月から6月の対前年同期比では約15%の増加となっております。

6ページは以降、鉱工業生産指数の推移となります。

鉱工業生産指数及び業種別である「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」の全国と宮城の鉱工業生産指数の推移を載せています。

各月の指数は「季節調整済指数」となっております。審議の参考といただければと思います。

資料6については以上です。

資料7雇用情勢関連統計を説明します。

1ページは、求人倍率の推移となります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。宮城の有効求人倍率を御覧いただきますと、年単位でみると、コロナの影響もあり落ち込みがみられた令和2年以降はゆるやかな上昇傾向にありましたが、令和6年は1.25倍と、令和5年と比較して低下しております。

新規求人倍率についても、年単位ではおおむね同様の傾向となっております。

3ページからは、直近のデータということで、宮城労働局が発表している「一般職業紹介状況」の令和7年6月分の集計結果を載せております。

資料7については以上です。

次に資料8の経済情勢の資料についてご説明します。

1 ページは消費者物価指数の推移となります。表の左側が年平均、右側が令和6年5月以降の数値となります。

仙台市と全国の「持家の帰属家賃を除く総合」での消費者物価指数の推移です。令和2年を100として指数を表しております。

仙台市は、令和4年から全国平均を上回り、全体として右肩上がりで上昇しています。

2 ページ以降は、直近の宮城県内の経済統計として、宮城県統計課発行の「みやぎ経済月報 2025年7月号」を載せております。

審議の参考としていただければと存じます。

資料8については以上です。

最後に付けておりますのは先ほどご説明した一般社団法人宮城県タクシー協会様からの要望書になります。先ほどご説明しましたので詳細は省略させていただきます。

資料説明は以上となります。

会長代理 ただ今の説明に関しまして、御意見・御質問等ございますか。

飯野委員 2点ほど教えていただきたいのですが、資料3でいうと、8ページの自動車小売業の最低賃金に関する基礎調査結果というところで、未満率の説明をいただいたのですが、同じ事業場の中で特定最賃が適用されない方が混在するケースはあるという理解でよろしいでしょうか。

指 導 官 はい。そのようなケースもございます。

飯野委員 そうすると、こちらの未満率のところで、第一・二十分位数が980円ということで、地域最低賃金を上回っているので、この事業場の社長、代表者は地域最低賃金を上回れば大丈夫という認識でおられたのかなと思ったものです。

要は特定最賃が適用される基幹的労働者というのがどの方が該当するというのが、こういった小さい事業場の経営者の方が十分に理解されていない可能性があるんじゃないかなというのがデータを見て感じたものですから、そこはそういう可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。

指 導 官 可能性としてはそのようなこともあり得ると思います。

飯野委員 通常は最寄りの労基署あたりに確認しながら、どの方に適用するかしないかとやっているのを経営者の方からちょとお聞きしたのでお尋ねしたものです。

もう1点、資料4番の10ページ11ページあたりで平成29年と令和3年でグラフにかなり凹凸が出ているのですが、これは経済センサスかなんかの経済活動調査ですか、あちらの方の確定値が出る・出ないとかのデータ上の問題ということでしょうか。

指 導 官 今、御質問をいただきましたので、その部分を改めて御説明させていただきます。

資料の4の11ページ等のグラフ大きく動いている部分についての御質問かと存じます。こういった部分、鉄鋼業以降、概ね同様になっているかと思えます。例えば鉄鋼業におきましては、令和2年から3年、更に3年から4年等大きく減少しているようなところがあるかと思われそうですが、この理由につきましては今、委員がご指摘いただきましたとおりであります。令和3年におきましてはこれまで計上していた事業場の業種を精査した結果、適用にならない業種が含まれており、当該事業場を削除したことが一つの原因となっております。また、令和4年におきましては、この集計の基礎となる経済センサスの精度が上がっておりまして、今まで標準産業分類の上の3桁の分類までしか集計できていなかったものが4桁まで分類できるようになったということがございました。更に適用にならない業種の事業場を除いたということでもございましたので、このような減少となっているものです。

次に電子部品製造業におきましても令和2年から3年にかけて、減少しておりますが、こちらも集計の見直しを行った結果によるものであります。具体的には、従来は5年ごとに示される経済センサス活動調査における事業場を基礎といたしまして、そこから労働局で独自に把握した廃止事業場を減じる方法としておりましたが、令和2年の調査より経済センサスを基礎としつつ、各行政記録等により整備した最新の事業場母集団のデータベース、これを年次フレームというようではありますが、こちらを使用することとした結果、このような数値となったものであります。

そして先ほどご指摘いただきました自動車小売業につきましても同様に令和2年から3年にかけて、適用事業場数が大きく減少しておりますが、これにつきましても電子部品等製造業と同様の集

計方法の見直しによる報告が令和2年調査より特定最賃が適用されない二輪自動車小売業の事業場数のみ把握できるようになったということにより、この分を減じるなどしてより実態に近い数値を推計できるようになったということもございます。また、令和5年から6年にかけても減少幅が大きくなっておるところにつきましては、この年の集計分から新たな経済センサス活動調査結果の令和3年次フレームにより集計した結果、前回のセンサス、この場合平成28年となりますが、から5年間に事業廃止などにより減少した事業場数が反映されたためであると推定されております。また、減少数が多くなっている理由としましては、今回の集計に用いたデータベースが令和3年の7月時点での集計データであります。この時期は新型コロナウイルスの感染拡大による社会経済活動に制約があった時期と重なりまして、その影響により自動車小売業関係業者の事業廃止等が増えたものであらうと推定されます。事務局からの説明は以上です。

会長代理 よろしいですか。

飯野委員 はい、ありがとうございました。

会長代理 ほかにございますか。確認なんですけど、5ページの東北6県の電子部品等製造業最低賃金の決定状況というところで、データを見てみますと福島県が令和4年からずっと横ばいになって、880円となっているのですが、このデータは正しいということでしょうか。

指 導 官 御説明させていただきます。このデータについては正しいものでございまして、福島県につきましては、特定最賃はここ数年変わらぬ状況となっております。

会長代理 はい、どうもありがとうございました。ほかによろしいですか。

高橋委員 すみません。特定最賃の関係で、今後の審議に係わるもので、確認なのですが、鉄鋼業について、基礎的な数値で確認しますと、鉄鋼業の適用労働者数は1420人、労働協約を結んでいる方々は893人と以前の資料にありましたが、今回の資料の3の4ページを見ますと、1420人これは3社で893人が労働協約を結んでおります

から、残り 10 社の企業に調査したところ回答があったのが 8 社と先ほど説明があったと思いますが、その 8 社の合計の人数が 196 人ということでよろしいでしょうか。

指 導 官 説明させていただきます。資料の 3、基礎調査に関する鉄鋼業の部分と理解いたしました。

お答えといたしましては、この結果につきましてはご回答いただいた会社の数につきましては先ほどご説明したとおりであります、統計の手法上これに復元率というものを掛けるような形になっておりまして、例えば復元率が 3 倍であればご回答いただいた人数におおよそのところで 3 倍を掛けた人数がここで表示されているものということでございます。

高橋委員 これは実数ではないということですか。

指 導 官 統計上の処理を施したものでございます。

高橋委員 はい、わかりました。

会長代理 よろしいですね。ほかにございますか。それでは、進めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは特定最低賃金の必要性に関する御意見を労使双方から述べていただきたいと思います。まず始めに労働者側委員からお願いします。

阿部（祥大）委員

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金のように目安というものがあるわけではございませんが、今回の地域別最低賃金の上昇などを踏まえれば、特定最低賃金の優位性確保の観点からも改定は必要であると考えてございます。

今ほど事務局に説明いただいた資料や産業、業界の状況につきましては、使用者側の方々、労働者側の方々の方が色々な専門的な知識を有しているかと思しますので、本審議会の場ではぜひ特定最低賃金の審議を行っていただくような形で必要性ありということでもとめていただきまして、実際は各業種の専門部会で、審議をしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長代理 次に、使用者側委員からお願いいたします。

飯野委員 関係労働者の方から３業種の特定最低賃金についての改正の申出があったところですけれど、それぞれの業種について適用労働者数の半数を超える同意を得ているということでございますので、使用者側としてその改正の審議を拒むということではございません。

これまで労使間でお互い培ってきた歴史があること等も踏まえますと使用者側といたしましても３業種の特定最低賃金について改正決定の必要性ありとして同意いたしたいと思います。

その上で、これは意見ということになるのですけれども、今回の地域最低賃金は先ほど答申されたとおり、プラス６５円、１０３８円ということで大幅に引き上げられることになります。経営者の中からはすでに地域最賃でもかなり厳しいという意見が出ています。特定最賃は今後の審議次第ですけれどもさらにこの金額を上回ることが予想されます。

事前に特定最賃の関係業種の方のお話を聞いておりまして、例えば自動車小売業ですと中古車販売業を営む事業者の多くは規模も小さく、新車ディーラさんに合わせて最低賃金を設定されてしまうと経営的にかなり厳しいというお話を承っております。

それから電子部品等製造業ですけれども仕入れ価格の高騰ですとか人件費の高騰などに非常に頭を悩ませているという経営者もおられました。例を申し上げますと、宮城県に進出した企業の話なんですけれども、地元にお世話になっているということで撤退を考えていないというお話をされておりましたけど、撤退という言葉が経営者の口から出てくるということ自体が相当経営を圧迫してるんだろうなというふうに受け止めた次第でございます。

特定最低賃金の該当業種に当たる企業の中にはこうした経営に非常に苦しんでいる中小企業も多いということもまた事実でございますので、ぜひ専門部会では慎重な審議をお願いしたいということを述べさせていただきます。

会長代理 ただ今、労使双方からそれぞれご意見を頂戴しました。また、説明資料にもありましており、昨年から現在に至るまで、特定最賃が適用される産業を取り巻く状況がかなり変化してきております。

「それぞれの特定最低賃金について改正することを必要と認める」との答申を、まとめてよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会長代理 それでは、諮問のあった3つの特定最低賃金について、全会一致で「改正することを必要と認める」旨の答申を行うこととしたいと思います。

答申文については、私の方で、事務局に指示して作成したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会長代理 ではここで、答申文（案）の準備のため、休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備をお願いします。

（休会）

会長代理 それでは再開します。
事務局で、答申文（案）を各委員にお配りし読み上げてください。

指 導 官 宮城県鉄鋼業最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）
当審議会は、令和7年7月31日付け宮労発基0731第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県鉄鋼業に係る最低賃金の改正の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県鉄鋼業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月31日付け宮労発基0731第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

宮城県自動車小売業最低賃金の改正の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月31日付け宮労発基0731第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県自動車小売業に係る最低賃金の改正の必要性の有無について、慎

重に審議した結果、宮城県自動車小売業最低賃金について改正することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

会長代理 ただ今の内容でよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会長代理 はい、異議なしと認めます。それでは、答申したいと思います。
事務局は答申文の写しを委員、傍聴の方などに配布をお願いします。

会長代理 （会長代理は、局長に答申文を手交する。）

賃金室長 ただ今、「必要性あり」との答申をお受けしましたので、特定最低賃金の改正について諮問をさせていただきます。

会長代理 それでは、諮問をお受けします。

労働局長

宮労発基 0826 第 2 号
令和 7 年 8 月 26 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
松瀬 貴裕

最低賃金の改正について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、
下記最低賃金の改正について、貴会の調査審議をお願いする。

記

宮城県鉄鋼業最低賃金
(平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 4 号)

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金
(平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 2 号)

宮城県自動車小売業最低賃金
(平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 3 号)

会長代理 ただ今の諮問について、事務局から説明をお願いします。

基準部長 具体的な調査審議につきましては、最低賃金法第 25 条第 2 項に
基づきまして、それぞれ専門部会を設置して御審議いただくことと
なります。

会長代理 調査審議は、これから設置されます各専門部会において行われる
ことになります。

なお、7 月 16 日第 1 回本審において、最低賃金審議会令第 6 条
第 5 項の「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低
賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と
の規定を適用することとしたところです。

したがいまして、特定最低賃金専門部会において全会一致で決議
された場合、専門部会の議決をもって本審議会の決定となり、本審
議会を改めて開催せずに、特定最低賃金が改正されることとなります。

会長代理 その他ございましたら、事務局からお願いします。

補 佐 本日異議の申出について御審議をいただいた宮城県最低賃金につ
いては、最低賃金法第 14 条第 2 項の規定により、改正内容を公示
した日から起算して 30 日経過した日の次の日から改正の効力が生
じます。公示の手続きに要する期間等を勘案すると、10 月 4 日発効
を想定しています。

また、特定最賃の専門部会につきましては、本日、委員推薦の公
示を行い、9 月 9 日（火）を推薦の期限にさせていただきたいと思
います。

なお、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労働者及び関係使
用者の意見聴取についても、本日公示を行い、同じく 9 月 9 日（火）

を意見提出の締め切りとさせていただきたいと思います。

おって、審議日程は専門部会の委員の任命完了後に調整をさせていただきます。

会長代理 ただ今、事務局から3点説明がございました。

- ・ まず、宮城県最低賃金については、10月4日発効に向け手続をとること
- ・ 2点目は各特定最賃専門部会委員の推薦期限の締切りを9月9日（火）までとすること
- ・ 3点目は関係労働者及び関係使用者の意見提出の締切りを同じく9月9日（火）までとすること

について提案がありましたが、よろしいでしょうか。

委 員 （了承）

会長代理 それでは、事務局においては、そのように進めて下さい。

会長代理 そのほか委員の皆様方から、何かご意見ございますか。

委 員 （意見なし）

会長代理 それでは、本日の審議会はこれで終了します。
お疲れ様でした。

（閉 会）